

死亡に伴う手続一覧表

大分市

ご家族・ご親族がお亡くなりになったときの市役所等での主な手続のご案内です。
 なお、手続に必要なもののうち、**印鑑は朱肉を使うもの**をご用意ください。

※お亡くなりになった方の火葬がお済みであれば、死亡届はすでに提出されています。
 死亡の記載がされた戸籍謄本等の証明を取得するには、日数がかかることがあります
 すので、市民課または各支所にお問い合わせください。

分類	対象者	手続・対象・時期等	手続に必要なもの	受付場所
一般	三人以上の世帯の世帯主が亡くなった世帯の方	世帯主変更届 (死亡した日から14日以内) *死亡された方を含めて二人世帯の場合は不要	<input type="checkbox"/> 新しく世帯主になる方の本人確認書類 (運転免許証等)	市民課 (内線1388) 各支所 (内線1393)
	印鑑登録をされていた方	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証は、廃棄又は返納。		
	マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード(通知書)をお持ちの方	死亡された方のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード(通知書)の返納は義務ではありません。死亡後に税や保険等の手続きでマイナンバーが必要となることあるため、そのまま保管していただいで結構です。		
外国人	特別永住者の方	特別永住者証明書の返納 (死亡した日から14日以内)	福岡出入国在留管理局大分出張所へ持参するか、東京おだいば分室へ送付してください。 (特別永住者の方は、市民課においても手続き可能です。)	福岡出入国在留管理局大分出張所 ☎097-536-5006 市民課 (内線1388)
	中長期在留者の方	在留カードの返納 (死亡した日から14日以内)		
上水道	上水道の使用代表者が死亡された世帯の方	上水道の名義変更または、使用中止の届出(期限はありませんがお早めに)	<input type="checkbox"/> 水道番号を記載した各種印刷物 ※ 集合住宅等で、水道料金が管理費等と一緒に徴収されている方の届出は不要です。	上下水道局 料金センター (電話受付可) ☎097-538-2416 市民課(内線1321) 各支所
し尿収集	し尿収集の申し込みをしている世帯の方	空き家等になるときは、早めに手続きをしてください。(変更のほか取り消し手続き)	—	北部清掃事業所 (内線1544) 市民課 (内線1321) 各支所
後期高齢者医療	後期高齢者医療に加入されていた方	○資格喪失の届出(死亡した日から14日以内) ○葬祭費の申請(葬祭を行った日の翌日から2年以内の申請)	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証(亡くなった方のもの) <input type="checkbox"/> 喪主の方の印鑑 <input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬儀社の証明書 <input type="checkbox"/> 喪主の方名義の預金通帳等	国保年金課 資格(内線1342) 給付(内線1344) 各支所
		高額療養費の申請(診療月の翌月1日から2年以内の申請)	<input type="checkbox"/> 相続人代表者の印鑑 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の預金通帳等	
国民健康保険	国民健康保険に加入されていた方	○資格喪失の届出(死亡した日から14日以内) ○葬祭費の申請(葬祭を行った日の翌日から2年以内の申請) 高額療養費の申請(診療月の翌月1日から2年以内の申請)	<input type="checkbox"/> 大分市国民健康保険被保険者証(亡くなった方のもの) <input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬儀社の証明書 <input type="checkbox"/> 喪主の方の印鑑 <input type="checkbox"/> 喪主の方名義の預金通帳等 <input type="checkbox"/> 医療機関発行の領収書 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の印鑑 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の預金通帳等	国保年金課 資格(内線1342) 給付(内線1344) 各支所

分類	対象者	手続・対象・時期等	手続に必要なもの	受付場所	
国民年金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者(20歳以上60歳未満) 年金の受給開始年齢に到達していない方(年金請求待機者) 	死亡一時金(時効2年) 遺族基礎年金(時効5年) 寡婦年金(時効5年)	支給を受ける条件や手続き先、必要書類等は請求者により異なりますので、窓口でお尋ねの上、必要な手続きをしてください。 ※国民年金保険料の納付状況等により、左記年金等を受給できない場合があります。	大分年金事務所 ☎097-552-1211 (自動音声案内①→②) 国民年金室 (内線1360) 各支所	
	受給されていた方	未支給年金(時効5年) 遺族基礎年金(時効5年) 寡婦年金(時効5年)			
こども関係	児童手当を受給されていた方	児童手当受給者変更 未支払児童手当請求(死亡した日の翌日から15日以内)	<input type="checkbox"/> 申請者の印鑑 <input type="checkbox"/> 申請者の健康保険証 <input type="checkbox"/> 申請者名義の預金通帳等 ※ 申請者とは、今後児童の面倒をみる方になります。 ※ 未支払分の児童手当がある場合は、対象児童名義の預金通帳等が必要となります。 ※ このほか所得(課税)証明書等が必要となる場合があります。 詳しくは、お問合せください。	子育て支援課 (内線1415)	
	子ども医療費助成受給者証の交付を受けていた方 子ども医療費の受給者となっていた方	子ども医療費助成受給資格証の返還 子ども医療費助成受給者変更(期限はありませんがお早めに)	<input type="checkbox"/> 子ども医療費助成受給者資格証 <input type="checkbox"/> 申請者の印鑑 <input type="checkbox"/> 申請者名義の預金通帳等 <input type="checkbox"/> お子様の健康保険証	子育て支援課 (内線1414)	
	児童扶養手当を受給されていた方 ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受けていた方	児童扶養手当喪失届・減額届 ひとり親家庭等医療費受給者証の返還及び喪失届(期限はありませんがお早めに)	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 児童名義の預金通帳等	子育て支援課 (内線1416)	
	ひとり親家庭等になった場合	児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成の申請	状況により、必要書類や手続が異なりますので、窓口でお尋ねの上、なるべく早めに必要な手続をしてください。		
介護保険関係	65歳以上の方 または40歳以上64歳以下の方で介護保険被保険者証の交付を受けていた方	資格喪失届等 被保険者証の返還(期限はありませんがお早めに)	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	長寿福祉課 (内線2191) 各支所	
	65歳以上で次のものを市から設置されていた方 ・緊急時通報システム	緊急時通報システムの撤去手続		状況により必要な手続が異なりますので、詳しくは窓口又は電話にてお問い合わせください。	長寿福祉課 (内線2204) 各地域包括支援センター
	65歳以上の方で次のものの交付を受けていた方 ・長寿応援バス乗車証 ・ワンコインバス乗車証	長寿応援バス乗車証(ワンコインバス乗車証)の返納(期限はありませんがお早めに)	<input type="checkbox"/> 長寿応援バス乗車証 <input type="checkbox"/> ワンコインバス乗車証	長寿福祉課 (内線2204) 各支所	
障害者手帳等	障害者手帳等を持っていた方	資格喪失の届出手帳の返還(期限はありませんがお早めに)	<input type="checkbox"/> 障害者手帳等 <input type="checkbox"/> 印鑑	障害福祉課 (内線1444)	
	大分市重度心身障害者医療費受給者証を持っていた方 各種障害者手当を受給されていた方	資格喪失の届出 受給者証の返還 振込口座の変更届等(期限はありませんがお早めに)	<input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 相続人代表者名義の預金通帳等		
農地関係	農地を相続された方	農地法第3条の3の規定による届出(権利の取得を知った日から概ね10か月以内)	<input type="checkbox"/> 印鑑	農業委員会事務局 (内線2133) ☎097-537-5654	

分類	対象者	手続・対象・時期等	手続に必要なもの	受付場所
森林関係	森林を相続された方	森林の土地の所有者届出 (新たに森林の土地の所有者となった日から90日以内)	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 森林の土地の位置を示す図面(当該位置が把握できるものなら可) <input type="checkbox"/> 権利取得の原因を証明する書類(遺産分割協議書や目録の写し等)	林業水産課 林業担当班 (内線2453) ☎097-537-5783
バイク等	原動機付自転車(125cc以下)や小型特殊自動車(農耕作業車)等を所有されていた方	名義変更の申請、廃車手続(死亡日から30日以内)	<input type="checkbox"/> 標識(ナンバープレート) <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑 <input type="checkbox"/> 車両の情報(車名・車体番号・排気量) <input type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証等)	税制課 (内線1232)
固定資産	固定資産を所有されていた方	死亡届の届出人の方に後日、通知をお送りします。	<input type="checkbox"/> 相続関係のわかる戸籍全部事項証明書(通知送付前に窓口にお越しの場合) <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証等)	資産税課 (内線1263) 東部資産税事務所 ☎097-527-2132 西部資産税事務所 ☎097-541-1406
	不動産(遺産)を相続する人	相続登記 R6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。	<input type="checkbox"/> 相続登記申請書ほか ※ その他必要書類については右記へお尋ねください。	大分地方法務局 (097-532-3161)
旅券	旅券(パスポート)を所有されていた方	旅券返納届 (期限はありませんがお早めに)	<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 死亡のわかる書類 <input type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証等)	パスポートセンター (内線1394)

☆ お問い合わせは、大分市役所各課、各支所へお願いします。

大分市役所	☎ 097-534-6111	鶴崎支所	☎ 097-527-2111
大南支所	☎ 097-597-1000	植田支所	☎ 097-541-1234
大在支所	☎ 097-592-0511	坂ノ市支所	☎ 097-592-1700
佐賀関支所	☎ 097-575-1111	野津原支所	☎ 097-588-1111
明野支所	☎ 097-558-1255		

☆ 香典返しの寄付の受付を下記の場所で受け付けています。

- 大分市社会福祉協議会事務局
事務局 ☎097-547-8154
佐賀関事務所 ☎097-575-3456
野津原事務所 ☎097-588-1151
- その他、福祉保健課(第二庁舎2階) ☎097-537-5996、東部保健福祉センター、西部保健福祉センター
大南支所、大在支所、坂ノ市支所、明野支所でも受け付けています。

☆ 大分市役所本庁舎1階に「手続かせ隊」を配置し、各種届出窓口のご案内および一部の申請書等について一括してお渡しするサービスを行っていますので、ご利用ください。

- 大分市のホームページにも掲載していますのでご確認ください。【令和6年度4月改正版】